

鶴ヶ島市建設工事請負契約に係る最低制限価格算出基準の改正について（お知らせ）

【趣旨】

本市で行う競争入札に適用する鶴ヶ島市建設工事請負契約に係る最低制限価格算出基準を次のとおり改正しました。

今後とも、本市の入札契約制度への御協力をお願いします。

【適用年月日】

平成31年4月10日以降に公告する案件から適用します。

【対象】

予定価格3,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建設工事の場合に適用します。

【主な改正点】

最低制限価格の設定範囲について、次のとおり改正しました。

（鶴ヶ島市建設工事請負契約に係る最低制限価格算出基準のとおりに）

改正前	改正後
10分の7から	10分の7.5から
10分の9まで	10分の9.2まで